

地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会  
(第9回)

議 事 次 第

平成25年2月20日(水)  
13:30~15:30  
総務省 10階 共用会議室1

(議事次第)

1. 開会
2. 行政上の実効性確保に関する論点について
3. 報告書骨子案について
4. 意見交換
5. その他
6. 閉会

(配付資料)

- 資料1 行政上の実効性確保に関する論点について  
資料2 論点関連資料(第8回資料2と同じ)  
資料3 報告書骨子案

## 行政上の実効性確保に関する論点と報告書骨子案における記述について

論点	第7回までの資料	論点関連資料		報告書骨子案			
		前回分	今回分	部	章	区分	小区分
<b>1. 前提</b>							
(1) 地方自治体における規制を伴う施策の動向はどのようなものか。	第1回資料2			1	1	1. 2.	(1)~(4) (1)~(2)
(2) 行政上の義務履行確保に関する諸制度にはどのようなものがあるか。	第1回資料3			1	2	1.	(1)~(4)
<b>2. 行政上の強制執行に関する制度の現状等</b>							
(1) 行政上の強制執行の活用実態はどうなっているか。	第1回資料4		論点2 (1)	1	2	3.	(1)
(2) 行政刑罰への過度の依存、機能不全が指摘されるがどうか。	第3回資料1 (川出委員)			1 1 2	2 3 1	3. 1. 1.	(1) (3) (2)
(3) 戦後の執行罰の廃止(縮小)の経緯をどう考えるか。	第6回資料1 (西津委員)		論点2 (3)	1	3	1.	(4)
(4) 行政上の強制執行に関する戦後の改革議論はどのような流れであったか。	第2回資料3		論点2 (4)	1	2	2.	(1)(2)
<b>3. 本検討会のスタンスと改革に向けた課題</b>							
(1) 行政目的の達成と行政上の強制執行の関係について、どのように考えるか。	第4回資料1 (大屋委員) 第5回資料1 (手塚委員)		論点3 (1)	1 1	3 3	1. 2.	(1) (1)
(2) 現行制度下での行政上の強制執行の適切な活用の課題は何か。	—			1 1	2 3	3. 1.	(1)(2) (1)~(4)
(3) 行政上の強制執行の適切な活用に向けた課題はどのようなものか。	—			1	3	2.	(1)~(3)
(4) 規制の創設に際して、必ずしも履行確保まで見通して立案されていない現状をどう見るか。	—		論点3 (4)	1 2	2 1	3. 1.	(2) (1)
(5) 罰則の立案手続と比べて、行政上の強制執行手段の立案手続は適切か。	—		論点3 (5)	1 2	2 1	3. 1.	(2) (3)
<b>4. 現行制度の活用・拡充</b>							
(1) 代執行:略式代執行の創設により代執行の活用は促進されているか。	第1回資料4 第2回資料3		論点4 (1)	1 2	2 1	3. 1.	(1) (2)
(2) 直接強制:直接強制はごくわずかの法令で定めているのみであるが、その現状をどうみるか。即時執行の便宜的な活用が見られるのではないか。	第1回資料3 第4回資料2			2	1	1.	(2)
(3) 間接強制:課徴金に関する制度の進展が参考になるのではないか。	—		論点4 (3)	2	1	1.	(2)
(4) 地方自治体において代執行を予定した独自条例が制定されている現状をどう評価するか。	第1回資料5 第4回資料2			2	1	1.	(3)
(5) 地方自治体の条例における行政上の強制執行の位置づけや取扱いに問題はないか。	第4回資料2			1	2	3.	(2)

論点	第7回までの資料	論点関連資料		報告書骨子案			
		前回分	今回分	部	章	区分	小区分
(6) 現行制度下での活用・拡充を進めたときに顕在化する問題・論点はどのようなことが考えられるか。	—			2	1	2.	-
<b>5. 体系的な制度整備(又は将来的な制度改革)</b>							
(1) 体系的に整備する必要性や意義をどう考えるか。	—			2	2	1.	(1)
(2) 施策立案者・執行者、対象者、国民にとって、透明性や活用可能性を高めるためには、どうしたら良いか。	—			2	2	1.	(1)
(3) 民事法との関係：民事執行における直接強制中心主義との異同をどう考えるか。近年の民事執行における間接強制の拡充との関係をどう考えるか。	第2回資料1 (大濱委員) 第7回資料1 (太田委員)	論点5 (3)		1 1 2	3 3 1	1. 2. 1.	(2) (2) (2)
(4) 具体的に、施策立案時に規制と強制執行手段をセットで法制化することが考えられるか。また、行政上の強制執行制度のメニュー化、ルール化を行うことが考えられるか。		論点5 (4)		2	2	1.	(1)(2)
(5) 行政上の強制執行と司法の関与との関係をどう考えるか。			論点5 (5)	2	3	-	(1)
(6) 行政上の強制執行と手続の充実をどう考えるか。	第7回資料1 (太田委員)		論点5 (6)	2	3	-	(2)
<b>6. 残された課題にはどのようなものがあるか。</b>				2	3	-	(1)~(3)

# 「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」報告書骨子案

## 第 1 部 現状と本検討会の問題認識

### 第 1 章 地方自治体における実効性確保の重要性

#### 1. 地方自治体を取り巻く状況

##### (1) 地方自治体による履行確保が求められる法律の増加

- (例) ・家畜伝染病予防法の改正（平成 23 年、患畜等以外の家畜の予防的殺処分）
- ・障害者虐待防止法の制定（平成 23 年、一時保護として障害者支援施設への入所等）

##### (2) 地方分権改革の進展による地方自治体の権限・裁量の拡大

- ・機関委任事務の廃止、条例による過料規定の設置、義務付け・枠付けの見直し。

##### (3) 社会経済状況の変化に伴う政策課題の発生・顕在化

- ・福祉国家化の進行により、国民生活の広い領域に行政が関わるようになったが、なお放置されてきた個別の問題が存在。
- ・少子高齢化の進展、人口減少社会など社会経済状況の変化により、課題の発生・顕在化。

##### (4) 住民と行政の関係の変化

- ・住民参加の多様化・多元化
- ・古典的な「行政－被規制者」の関係から、規制の反射的当事者となる住民を加えた「行政－被規制者・義務違反者－住民」の三面関係へ。
- ・非申請型義務付け訴訟の法定（平成 16 年行訴法改正）

#### 2. 地方自治体における実効性確保

##### (1) 従来の手法と限界

###### ① 給付的手法等の多用

- ・地方自治体では、政策課題の解決を図るため、給付的手法（例：補助金交付）や行政指導などのマイルドな手法を多用。
- ・こうした手法には、近年、限界の指摘。
  - ・給付的手法：財政状況の悪化

- ・行政指導：不透明な裁量的行政への批判
- ・三面関係的な理解の浸透に伴い、権限の行使・不行使に関する説明責任が拡大。

#### ②行政刑罰への依存

- ・法律に基づく規制には、その義務違反についてほぼ網羅的に罰則を規定。また、条例に基づく地方自治体独自の規制についても、条例において罰則を設けることが通例。
- ・しかし、実際に地方自治体が告発する事例は多くないなど適用は極めて限定的。

#### ③ 訴訟制度の利用とその限界

- ・民事訴訟を利用して、政策課題の解決を図る例も存在。
- ・しかし、条例に基づく行政上の義務を司法手続で強制することについては、平成 14 年宝塚市パチンコ店条例最高裁判決により否定。
- ・なお、義務の種類によっては民事訴訟の利用も許容。
  - ・道路について占有権に基づく妨害排除請求を認めた事例（平成 18 年最高裁判決）
  - ・産廃処分場について公害防止協定に基づく使用差止めを求めることを認めた事例（平成 21 年最高裁判決）

### (2) 今後求められる手法と留意点

- ・政策課題の解決のため、とり得る多くの手法のうちから、その性質や内容に応じて最も適切なものを選択し、これを過不足ない程度・態様によって行使することが求められるように。これは、住民福祉の向上とともに、法治主義の要請にも適合的。
- ・その際、これまで忌避されてきた行政上の強制執行についても、解決手法の一つとして検討の俎上に載せることが適当。なお、これまで実務における事例や議論の蓄積が少なかったことから、そのあり方や統制の充実にも十分目を配ることが重要。
- ・また、多くの法令に設けられながらも実際には適用が限られる行政刑罰については、行政上の強制執行との適切な役割分担を検討する必要。

## 第2章 行政上の実効性確保に関する制度

### 1. 行政上の実効性確保に関する制度の概観

#### (1) 行政上の実効性確保に関する制度

- ①行政上の強制執行：行政上の義務の不履行があった場合に、行政機関が何らかの強制的な手段を用いて義務者にその義務を履行させ、またはその履行があったに等しい状態を実現するもの。
- ②即時執行：義務があらかじめ命じられることを前提とせず、直接に行政上の望ましい状態を実現するもの。
- ③行政罰：行政上の義務違反に対し制裁として罰を科すもの。

#### (2) 行政上の強制執行

- ・義務の性質に即して、次のような具体的な制度が存在。
  - ・代替的作為義務：代執行
  - ・非代替的作為義務、不作為義務：直接強制、間接強制（執行罰）
- ・代執行は行政代執行法に定める一般制度、その他は個別法に基づいて創設。

#### (3) 即時執行

- ・次のような具体的な制度が存在。
  - (例)・屋外広告物法における簡易除却
  - ・道交法における違法駐車車両の移動
  - ・感染症予防法における強制入院
  - ・放置自転車防止条例における放置自転車の撤去
- ・個別法に基づくほか、条例によって創設することも可能。

#### (4) 行政罰

- 刑罰である行政刑罰と、刑罰ではない行政上の秩序罰（過料）に分類。
- ・行政刑罰：行政上の義務違反に対する制裁として科される、刑法上の刑罰。行政法規にほぼ網羅的に規定。
  - ・行政上の秩序罰（過料）：行政上の義務違反に対する制裁として科される、刑罰ではない金銭罰。法律に基づくものと条例・規則に基づくものが存在（賦課手続が異なる）。

### 2. 行政上の強制執行制度の変遷

#### (1) 行政執行法から行政代執行法への移行

- ・行政執行法（明治33年制定、昭和23年廃止）は、あらゆる行政上

の義務に対する強制執行手段を包括的に定める一般法。義務の性質に応じて代執行又は間接強制をなしうること、直接強制はこれらを補完するものとして用いること等を規定。それとともに、一定種類の即時執行（いわゆる警察上の即時強制）について規定。

- ・行政代執行法（昭和 23 年制定）は、行政上の義務履行確保に関する一般法。ただし、一般制度としては代執行のみを規定し、その他の制度は他の個別法に基づいて設けるべきことを規定。

→現行体系は、①その対象を強制執行に限るとともに、一般制度として設ける手段を限定し、併せて、②命令をそのまま実現するとき（直接強制）には別に法律の根拠を要しないとの考え方を改め、これに即して制度を整備することで、日本国憲法の理念に応えたもの。

## （２）制度拡充論と議論の沈滞

- ・行政代執行法への移行後の早い時期には、「行政上の強制執行手段の拡充が必要」との見解が存在。
- ・しかし、主に公物や公共空間の管理の分野において個別法による拡充がなされたほかは、一般的な拡充議論は沈滞。

→個別法による対応に加え、強制執行以外のマイルドかつ効果的な手法の進展によって、実務上の必要が満たされたためか。

## 3. 行政上の実効性確保に係る現行制度の運用状況

### （１）各制度の運用状況

#### ①行政上の強制執行制度

##### ア) 代執行

- ・行政分野により濃淡はあるが、総じて十分に利用されていない現状。
- ・利用しやすくするため、個別法により要件の明確化・緩和や手続の緩和が行われてきたが、命令を含めた全体としての仕組みそれ自体が抑制的に運用されているとの見方。

##### イ) 直接強制

- ・現行法では学校施設確保令、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（成田新法）において規定。

##### ウ) 間接強制（執行罰）

- ・現行法では砂防法 36 条のみ（戦後利用例なし）。

#### ②即時執行

- ・屋外広告物規制など特定の分野においては、代執行と比べて格段に多く利用されている現状。
- ・なお、即時執行と直接強制の役割分担が必ずしも十分議論されないまま、直接強制の対象とすることになじむ義務についても、個別法において即時執行の対象とされているのではないかと

指摘。

### ③行政罰

#### ア) 行政刑罰

- ・行政法規にほぼ網羅的に設けられるが、実際に適用される事例は極めて限定的な現状。
- ・「行政刑罰の機能不全」との指摘。

#### イ) 行政上の秩序罰（過料）

- ・条例に基づく過料賦課の認容（平成 11 年）以降、地方自治体の独自規制において、罰金ではなく過料を選択する事例が増加（千代田区の生活環境条例に基づく路上喫煙に対する過料など）。
- ・行政刑罰と過料のふりわけ基準が必ずしも明確ではなく、不統一がみられるとの指摘。

## （２）地方自治体における実態

- ・義務不履行の場合に代執行を予定する独自条例が積極的に制定されるように（大仙市や和歌山県の空き家条例等）。  
一方、独自条例に基づく強制執行の位置づけをめぐって争われた裁判例も存在（例：平成 12 年横浜市プレジャーボート条例事件判決）。
- ・地方自治体の条例制定プロセスにおいて、強制執行手段の特定や代執行要件等の変更の可否等について、現行法との関係が十分整理・検討されたか不安視される事例も存在。  
なお、地方自治体では、行政刑罰について慎重な検討（いわゆる「検察協議」も存在）が行われる一方、行政上の強制執行については、必ずしも十分意識されていない実態があるとの指摘。

## 第3章 本検討会における検討と問題認識

### 1. 本検討会における検討

本検討会においては、これまでの議論の射程や妥当性を検討・検証。

#### (1) 政策課題の解決における行政上の強制執行の位置づけ

- ・政策課題を解決する手法は、法令による義務の賦課に限らず多様（個別の義務賦課を前提としない即時執行、経済的誘導や行政指導、さらにアーキテクチャなど）。

→政策課題の解決を、もっぱら行政上の強制執行に期待することは適当でない。

#### (2) 行政法と民事法の比較に基づく示唆

- ・民事法は、代替執行・直接強制・間接強制を一般制度として整備。一方、行政法は、代執行のみを一般制度として設け、直接強制・間接強制は個別法で極めて抑制的に創設するのみ。
- ・民事法との比較から、行政法においても一般的な強制執行手段を拡充すべきとの意見も。
- ・しかし、行政法と民事法は、①対象とする義務の範囲のとらえ方、②予定する執行の態様に関して相違があることに留意が必要。

→行政上の強制執行を考えるにあたっては、対象とする義務の範囲と強制執行手段の態様を相関させて検討することが必要。

#### (3) 行政刑罰の機能不全

- ・行政犯は、特定の領域を除いて、刑法犯と比べて実際に刑罰が科されることがまれ。
- ・特に条例に定める行政刑罰は実際に科すことを予定していないものが存在するとの指摘。

→行政刑罰の対象を真に刑罰に値するものに限定し、刑罰本来の機能を回復することが適当。

#### (4) 行政執行法の廃止の経緯の検証

- ・行政執行法は、戦前の権限濫用や人権抑圧に対する反省に基づき廃止されたと説明されることが多い。しかし、行政執行法には、複数の行政上の強制執行の手段及びそれ以外に即時執行も併せて定められ、それらの種類によって利用実態や弊害はさまざまであったことに留意が必要。
- ・行政代執行法の制定時にも、必要な場合には、直接強制、間接強制とも個別法により規定することが予定されており、一律廃止は意図

されず。

→直接強制、間接強制に関する評価伝承を相対化し、検討の俎上に載せることが適当。

## 2. 本検討会の問題認識

政策課題の内容や性質に照らし、その解決のために行政上の強制執行が最も適切な手法であると認められるときには、これを過不足ない程度・態様によって行使できるよう、必要な制度を整備することが望ましい。

本検討会における検討に基づき、考慮すべき主な点は以下の通り。

### (1) 法令に基づく義務の強制への評価

- ・地方自治体が行政目的を達成するためにとり得る手法は多様。法令に基づいて義務を賦課しその履行を強制するというモデル（典型的には「法令→行政行為（義務賦課）→強制執行」という三段階構造モデル）に必ず収れんさせるべきとの考え方は採らず。
- ・しかし、公益性の高い政策課題を解決するための規制であって、民主主義的及び法治主義的な根拠付けのもとで確実に実施されることが特に必要とされるものについては、法令に基づく義務賦課を中心として、行政上の実効性確保に関する体系を構築することが有用。
- ・なお、即時執行についても、こうした見地から、義務賦課を前提とする強制執行（直接強制等）との関係を明らかにし、機能分担を整理することが必要。

### (2) 適切な義務の分類・把握

- ・作為可能性及び代替可能性に着眼した現行の区分法（代替的作為義務／非代替的作為義務／不作為義務）では、一の区分の中に異なる性質の義務が混在し、強制執行手段との対応が必ずしも適合的でない事例が存在。
- ・新たな着眼に基づく義務の分類を導入することにより、義務の性質に即した詳細で体系的な義務の把握が可能に。
  - (例)・引渡しを目的とする義務
  - ・履行の確認が困難な抽象的義務

### (3) 義務に見合った強制執行手段の整備

- ・(2)により適切に分類された義務の類型ごとに、それに見合った強制執行手段を整備することにより、義務の内容や性質に即した過不足のない程度・態様による強制執行を可能に。

## 第2部 改革の方向性

### 第1章 現行制度の活用・拡充

現行体系下では、代執行が一般制度として存在し、直接強制・間接強制も個別法により許容されており、個別具体のニーズに対応するためとり得る措置は多い。まずは、現行制度の活用・拡充に取り組み、強制執行制度に関する事例と知見の蓄積を進めることが適当。

#### 1. 改革の内容

##### (1) 立案時における履行確保を見通した検討の確保

- ・各府省が立案する規制であって、地方自治体が執行を担うものについては、最終的な履行確保まで見通した上で、ふさわしい手段の整備を検討する必要。
- ・地方自治体においても、独自条例による規制を行う場合には、同様に、執行段階まで見通した検討が必要。

##### (2) 個別法による強制執行手段の創設・拡充

- ・義務の性質に応じて、個別法によって次の措置をとることが考えられる。
  - ① 代執行の要件、手続の緩和・明確化
  - ② 直接強制の創設
  - ③ 執行罰（間接強制）の創設
    - ・近年の民事執行における間接強制の拡充や、課徴金に関する制度の進展を参考に、自発的な履行を促す経済的な手法として積極的に活用。
  - ④ 行政刑罰との振り分け
- ・個別法による強制執行手段の創設にあたっては、比例原則をはじめとする行政法の一般原理に則った検討が必要。特に、直接強制については、人体に対する直接の実力行使やドラスティックな態様の実力行使を含むことから、明治憲法下でも補充的に用いられるべきものとして解されてきたことに留意。
- ・なお、改革の効果や問題点を確認しつつ、段階的に進める観点から、地方自治体のニーズや提案に基づき、地域や期間を限って強制執行手段の創設・拡充を行い、期間経過後にこれを検証するという方法も考えられるのではないかと（各地域の特性に応じた規制の特例に関しては、「構造改革特別区域」制度が存在）。

##### (3) 地方自治体での代執行の活用

- ・ 地方自治体独自の義務を定め、行政代執行法に基づいて代執行を行うことまで予定する条例の制定については、地方自治体における公益を実現しようとするものとして評価。
- ・ その際、現行制度では、代執行の要件や手続は法律に留保されていることから、代替的作為義務か否かの見極め、要件・手続の変更に關する制約に留意して、条例を制定・運用するよう留意が必要。
- ・ また、代執行の実施にあたっては、先行事例も参考にしつつ、ノウハウや執行体制の整備が重要。

## 2. 現行制度の活用・拡充を進めたときに顕在化する問題・論点

- ・ 現行制度の活用や拡充が進むことで、
    - ・ 個別法の間で、要件・手続等の不統一が生じ、地方自治体が利用するにあたっての分かりにくさ、使いにくさが増す。
    - ・ 強制執行が一般化・普遍化することにより、国民から見た強制執行制度やその運用上の分かりやすさを求める声が強まる。
    - ・ 地方自治体の独自の規制について、代執行以外の手段や要件・手続等の特例へのニーズが高まる。
- といった問題・論点が顕在化するものと予想。

## 第2章 体系的な制度整備

現行制度の活用・拡充が進み、第1章2. で示したような問題・論点が認められるときには、次なるステップとして、「見通しの良い」制度とするため、一般的な通則法の制定による体系的な整備を図ることが考えられる。

### 1. 改革の内容

通則法に求められる要素としては、以下の通り。

#### (1) 強制執行手段のメニュー化・ルール化及び法令上の明記

- ・具体的には、第1次地方分権改革の取組みを参考に、次のような手法が考えられる。
  - ① 一般的な通則法において、
    - ・強制執行手段のメニューとそのルールを規定。
    - ・個別の義務とそれに対する強制執行手段を、一覧的に掲げる。
  - ② 義務を定める個別法において、
    - ・個別の義務について、通則法に定めるメニューからとるべき強制執行手段を選択して規定。
- ・これにより、以下の効果を期待。
  - ・行政にとっては、立案過程における検討の機会を確保し、その水準を担保できることに。また、とりうる強制執行手段や手続等が「見えやすく」なることを通じて強制執行手段の活用が容易に。
  - ・国民にとっては、法令上の明確性が増し、「分かりやすさ」が向上。
  - ・強制執行手段の統一的な手続や制限事項を示すことを通じて、国民の権利利益の保護にも貢献。
- ・一方で、以下の懸念・指摘も存するところ。
  - ・多様な義務がある中で、すべての義務について、あらかじめ強制執行手段を特定することが可能か、また、民事法が、間接強制の適用範囲を拡大し、複数の強制執行手段を認めたこととの関係をどう考えるかなどについて、慎重な検討が必要。
  - ・現に存在する強制執行の必要に対しては、一般制度としての代執行に加え、個別法において要件・手続の特例を定めることで対応できているとの認識から、通則法による標準的な要件・手続の制定は、かえって義務に応じた柔軟な対応を損なうとの懸念。
  - ・古典的な強制執行手段に該当しないものとして法律の留保を

要しないとされる応答留保や公表などの手法を、メニュー化に伴って一般法で定めることとなれば、地方自治体の創意工夫を妨げることになるとの指摘。

## (2) 通則法においてメニュー化・ルール化を行う際に考慮すべき事項

- ① 条例による要件・手続等の創設・変更
  - ・地方自治体の条例との関係を整理する必要。
  - ・具体的には、地方自治体の裁量を拡大しつつ、合法性を確保する見地から、以下の点を整理する必要。
    - ・条例によって、法律に定める要件・手続を変更し、あるいは新たな強制執行手段を創設することを認めるべきか。
    - ・義務の根拠が法律にある場合と条例にある場合により、上記について取扱いを変えることが適当か。
- ② 即時執行の位置づけ
  - ・即時執行についても、通則法に定めるメニューに含めることが適切か、含める場合には直接強制等とどのように機能分担するかなどについて整理する必要。

### 第3章 残された課題

本検討会では、行政上の強制執行制度に関する改革の方向性やその際に考えるべきポイントを示したもの。具体の制度設計には、更なる知見の蓄積や、より深く立ち入った検討が求められる。

残された主な課題としては、以下の通り。

#### (1) 司法の関与

- ・行政の行為について、その内容を司法の助力を要せず実現しうる「自力執行力」は、迅速な公益の実現に資するものとされるが、その例外として、人身の自由に関するものなど、特に重大な侵害については、司法の関与を導入することが考えられるか。
- ・実際の執行において、執行官など司法の助力を得ることが考えられるか。その場合、執行段階においてもなお行政裁量が問題となりうることをどう考えるか。
- ・その際、司法の容量の制約があることにも留意することが必要ではないか。

#### (2) 手続・救済の充実

- ・個別法において不利益処分（例：営業停止、免許取消）を行う場合、事前の通知や意見聴取などの手続が規定されているものが少なくないが、行政上の強制執行制度においては、代執行について戒告や代執行令書による通知が規定されているにとどまる。
- ・行政手続法や個別法における手続の充実の進展に合わせて、行政上の強制執行制度においても、義務賦課から執行、事後の救済に至る一連の行政過程において、統一かつ充実した手続を整備することが必要ではないか。
- ・事実行為に関する救済の観点からは、強制執行に異議が呈された場合に、中立的な判断を行うため、第三者によるチェック機能を入れるなどの検討が必要か。

#### (3) 体制の整備

- ・実効性を確保するためには、制度が存在するだけでは足りず、実際に、的確に執行されることが必要。そのためには、執行体制の整備が不可欠。執行体制のあり方について更なる検討が必要ではないか。

# (参考)「地方分権の進展に対応した行政に実効性確保のあり方に関する検討会」報告書骨子案

## 現状

### 《地方自治体を取り巻く状況》

- ・履行確保が求められる法律の増加
  - ・地方自治体の権限・裁量の拡大
  - ・社会経済状況の変化に伴う政策課題の発生
  - ・住民と行政の関係の変化
- ⇒ 従来の給付的手法、行政刑罰等の限界
- ・権限行使・不行使に対する説明責任の拡大

○政策課題の内容・性質に応じて最も適切な手法を選択し、過不足ない程度・態様によって行使することが求められるように

○その際、行政上の強制執行についても、検討の俎上に載せることが適当  
また、行政刑罰と行政上の強制執行との役割分担も検討が必要

### 《制度とその実態》

- ・行政代執行法を中心とする抑制的な体系と総じて低調な運用状況
- ・現行法との関係について整理・検討を要する制度運用の存在
- ・地方自治体による強制執行をめぐる裁判例

## 検討と問題認識

### 《検討》

- ・政策課題の解決手法は多様。もっぱら行政上の強制執行に期待することは適当でない
- ・対象とする義務の範囲と強制執行手段の態様を相関させて検討することが必要
- ・行政刑罰の対象を、真に刑罰に値するものに限定し、刑罰本来の機能を回復する必要
- ・直接強制、間接強制に関する評価伝承を相対化し、検討の俎上に載せることが適当

### 《問題認識》

政策課題の内容・性質に照らし、その解決のためには、行政上の強制執行が最も適切な手法と認められるときには、これを過不足ない程度・態様によって行使できるよう、必要な制度を整備することが望ましい。

#### ＜考慮すべき事項＞

- ・民主主義的・法治主義的な根拠付けのもとで確実な実施が特に必要な規制は、法令に基づく義務賦課(典型的には三段階構造モデル)を中心とした体系構築が有用
- ・現行の区分法にとらわれない適切な義務の分類・把握
- ・義務に見合った強制執行手段の整備

## 改革の方向性

### 《1. 現行制度の活用・拡充》

- ・立案時の履行確保を見通した検討の確保
- ・個別法による強制執行手段の創設・拡充
- ・地方自治体での代執行の活用

現行制度の活用が進むことで、  
・要件等の統一、分かりやすさを求める声  
・代執行以外の手段や要件等の特例へのニーズ  
が顕在化する場合

### 《2. 体系的な制度整備》 一般的な通則法の制定

- ・強制執行手段のメニュー化・ルール化、法令上の明記
- #### ＜考慮すべき事項＞
- ・条例による要件・手続等の創設・変更
  - ・即時執行の位置づけ

### 《残された課題》

- ・司法の関与
- ・手続・救済の充実
- ・執行体制の整備